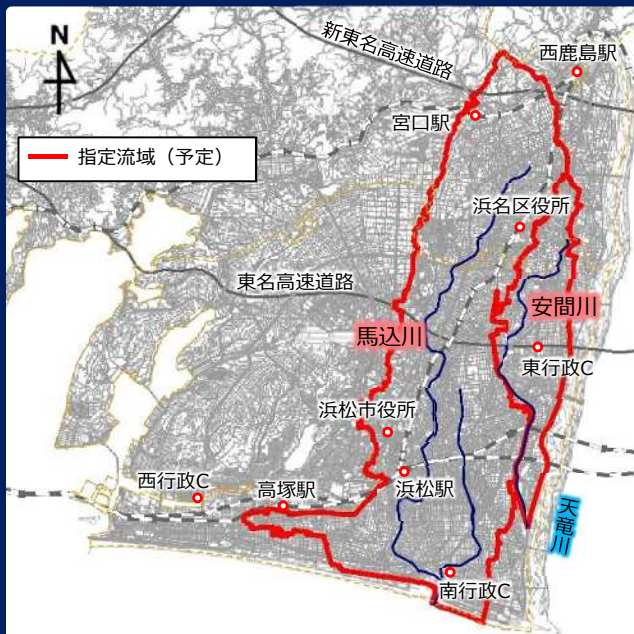


「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に 令和9年3月末の指定を目指します。

浸水被害が頻発する流域において、流域一体となった浸水対策を強力に推進します。ご協力よろしくお願いいたします。

特定都市河川流域



指定されるとどうなるのか？

雨水浸透阻害行為の許可

特定都市河川流域内で1,000㎡以上※の雨水浸透阻害行為（雨水がしみこみにくくなる行為）は、特定都市河川浸水被害対策法第30条に基づき、浜松市長の許可が必要になります。

※隣接する行為や複数年（5年程度）にわたる行為は一連の行為とみなす場合があります。

重要事項説明書への記載

物件を売買または賃貸する際は、宅地建物取引業法第35条第1項に基づき、特定都市河川流域内である旨と制限内容※を重要事項説明書に記載し説明することが義務付けられます。

※宅地建物取引業法施行令第3条第1項第39号をご確認ください。

雨水浸透阻害行為の許可について

雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となる行為は、流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

許可申請が必要となる行為の例

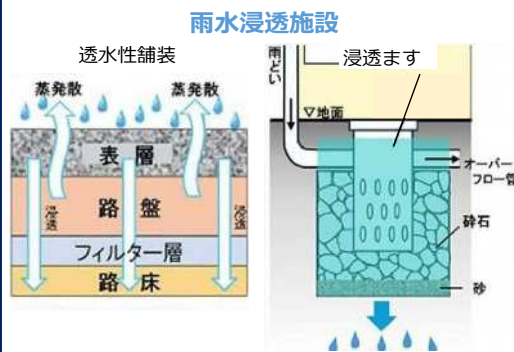


以下のケースは該当

※畑にビニールハウスを設置し、内部を舗装する場合

※太陽光発電施設が1,000㎡以上

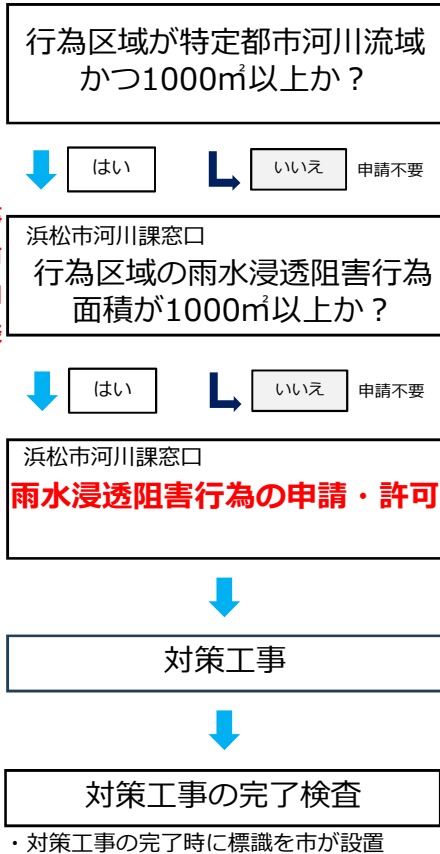
対策工事の例



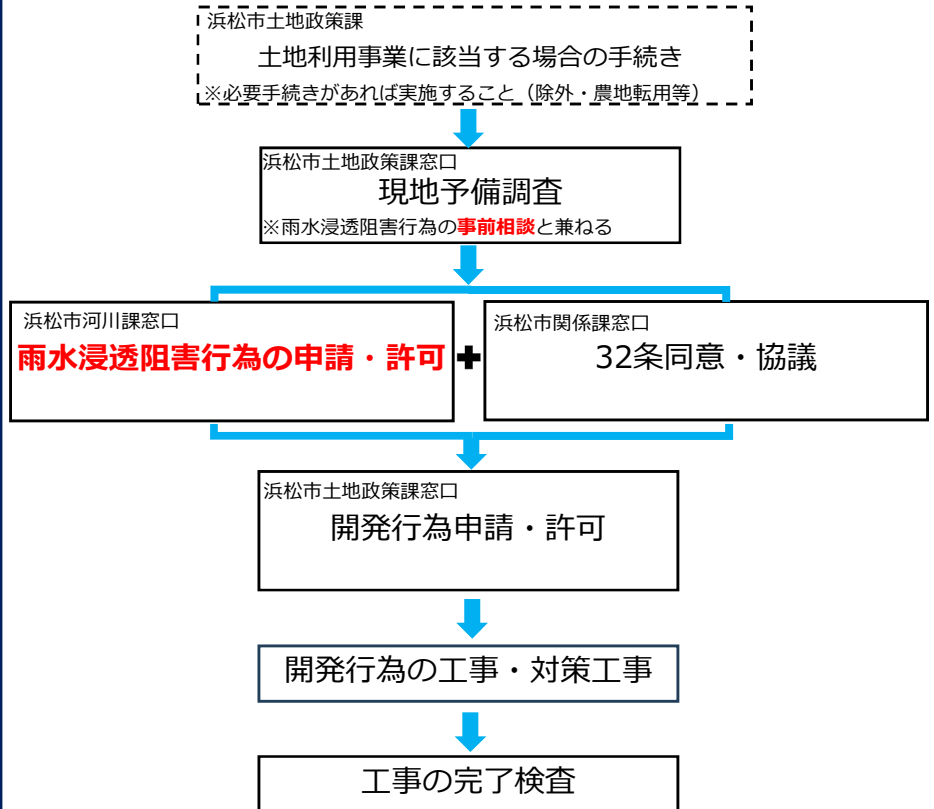
許可手続きの流れ

基本フロー

事前相談



雨水浸透阻害行為と開発行為の両方に該当する場合



注意事項

- ・雨水浸透阻害行為と開発行為の許可にはそれぞれの申請が必要です。
- ・対策工事は開発行為の排水施設の一部として兼ねることができます。

指定時点で既に着手している行為の取り扱い

特定都市河川・特定都市河川流域の**指定時点**において、**既に着手している行為（既着手行為）**については雨水浸透阻害行為の**許可を要しません。**

事務手続き※	いつまでに	既着手行為と認めるもの
土地利用事業の手続き	特定都市河川 指定時点まで	土地利用事業計画書または報告書が受理されているもの
開発行為		現地予備調査依頼が受理されているもの
除外申出		除外申出が受理されているもの
農地転用		農地転用申請が受理されているもの
その他		土地の改変を伴う工事に着手しているもの

※雨水浸透阻害行為と両方に該当する場合

雨水浸透阻害行為の許可に関する詳細は、後日ホームページにて

静岡県浜松土木事務所（指定に関する問い合わせ）

〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12-1

・企画検査課

TEL：053-458-7265

浜松市役所（申請に関する問い合わせ）

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

・浜松市河川課（雨水浸透阻害行為）

TEL：053-457-2451

・浜松市土地政策課（開発行為・土地利用）

TEL：053-457-2365

・浜松市農地利用課（除外申出）

TEL：053-457-2331

・浜松市農業委員会事務局（農地転用）

TEL：053-457-2485



特定都市河川HPは
こちらから

